（改善命令）

第二十六条　国土交通大臣は、登録認証機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第二十七条　国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第二十一条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　（略）

五　第二十九条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　（略）

（帳簿の記載等）

第二十八条　登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一～三　（略）

四　認証の申請に係る工場について第十八条第一項第一号の調査を行つた年月日及び当該調査を行つた者の氏名

五　認証の申請に係る工場について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第十八条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名

六　（略）

２～４　（略）

（報告の徴収）

第二十九条　（略）

（公示）

第三十条　国土交通大臣は、次に掲げるときは、その旨を官報に公示しなければならない。

一　登録をしたとき又は第十九条第一項の登録の更新をしたとき。

二　第二十一条の規定による届出があつたとき。

三　第二十三条の規定による届出があつたとき。

四　第二十七条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

（擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）

第三十一条　令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

一　盛土又は切土をした後の地盤の変動

二　盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入

三　前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

（堆積した土石の崩壊を防止するための措置）

第三十二条　令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

（改善命令）

第十八条　国土交通大臣は、登録認証機関が第十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十九条　国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第十三条から第十五条まで、第十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　（略）

五　第二十一条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　（略）

（帳簿の記載等）

第二十条　登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一～三　（略）

四　認証の申請に係る工場について第十条第一項第一号の調査を行つた年月日及び当該調査を行つた者の氏名

五　認証の申請に係る工場について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第十条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名

六　（略）

２～４　（略）

（報告の徴収）

第二十一条　（略）

（公示）

第二十二条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　登録をしたとき又は第十一条第一項の登録の更新をしたとき。

二　第十三条の規定による届出があつたとき。

三　第十五条の規定による届出があつたとき。

四　第十九条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

（新設）

（新設）